

体罰の禁止と教員等の責任
－ 地域や社会との連携、協働のために－

平 畑 博 人*

Prohibition of Corporal Punishment and Teachers' Responsibility
－ For Cooperation and Collaboration with Local Communities －

Hiroto Hirahata

要約

体罰にかかる議論は、生徒が被る身体的又は精神的な被害や影響からアプローチすることが適切なのかもしれない。しかし、体罰を加えた教員等が負わなければならない責任を知りそれを自分事とすることが、無知により生徒の心身を傷つけることを防ぐ近道であり、ひいては体罰の防止につながるものとする。

本小稿は、教員等の責任を四つ挙げそれぞれを概観することで、特に教職を志す学生の体罰についての理解に役立てようとするものである。

キーワード：生徒指導、特別活動、体罰、責任、懲戒、訓告、連携及び協働、情報公開、説明責任

Abstract

The argument over corporal punishment can be appropriately approached from both the physical or mental impact it has on the students that receive it. However, teachers must learn that they are to assume full responsibility for the corporal punishment they inflict, and they should consider it to be their personal affect. This is a shortcut to preventing ignorant teachers from doing physical or mental harm to students, which will lead to the prevention of corporal punishment.

This paper reflects on the four responsibilities of teachers, their impact, and tries to help students who want to be teachers to understand about corporal punishment.

Keywords: Student Guidance and Counseling, Extracurricular Activities, Corporal Punishment, Responsibility, Discipline, Reprimand, Cooperation and Collaboration, Freedom of Information, Accountability

受理年月日：2020 年 11 月 24 日 * 高松大学 経営学部 准教授

1. はじめに

新しく教壇に立った教諭や講師と懇談することがある。「生徒が授業に参加してくれない」、「HRがまとまらない」、「経験したことがない種目なので部活動の指導方法が分からない」、「公務分掌の仕事を次々に任される」等々、新人の皆さんの悩みは尽きない。中でもよく耳にするのが、「生徒指導が難しい。生徒への関わり方・叱り方が分からない」というもの。

ホームルーム担任や教科担当、部活動の顧問として接する生徒はもちろんのこと、例え廊下ですれ違うだけが接点の生徒だとしても、教育職員である以上避けて通れない問題の一つに、「教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりする」¹⁾ものと予定されている懲戒がある。懲戒は、それにより「児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意」²⁾する必要がある、「児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である」³⁾とされている。⁴⁾

ところで、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）はその第 11 条で、校長及び教員（以下「教員等」という。）は「教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。」と規定するとともに、「ただし、体罰を加えることはできない」と明確に体罰を禁止している。懲戒と体罰の区別についての明文規定はなく、このことが学校現場に多少の困惑をもたらしていることは確かだと思われる。しかし、各年度においてそれぞれの年代の教員等が何人在職しているかという割合を加味して検討する必要はあるものの、図 1「体罰を加えた教員等の年代構成」⁵⁾を見ると新人の教員等だけではなくベテランの中にも「生徒への関わり方・叱り方」の分からない人たちが多いようであり、教壇に立つ前の学生にとっては尚更であろう。

ともあれ本小稿は、学校現場で生徒を指導する際にいつも意識していなければならない

¹⁾ 文部科学省『生徒指導提要』（平成 22 年）206 頁。

²⁾ 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成 19 年 2 月 5 日付け 18 文科初第 1019 号初等中等教育局長通知）。

³⁾ 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成 25 年 3 月 13 日付け 24 文科初第 1269 号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知。以下「平成 25 年 3 月局長通知」という）。

⁴⁾ 心理学者のハイム・G・ギノットは、「誤った行動と懲罰は、むかいあってお互いを打ち消しあう位置にあるものではない。逆にお互いを産み育て、強化しあうものである。罰がこわくて誤った行動をやめることはない。かえってもっと用心深く罪を犯し、自分の痕跡をより巧妙に隠し、もっとじょうずに追跡をかわすだけである。子どもは、罰せられると「これからはもっと注意しよう」と決心するのであって「もっと正直に、もっと責任ある行動をとろう」と決心するわけではない」と罰に代わる効果的な手段を探すことを訴えている。Haim G. Ginott 著、久富節子訳『先生と生徒の人間関係 ～心が通じ合うために～』（新版）（1983。サイマル出版会）128 頁。

⁵⁾ 「公立学校教職員の人事行政の状況調査」（文部科学省）から作成。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1318889.htm

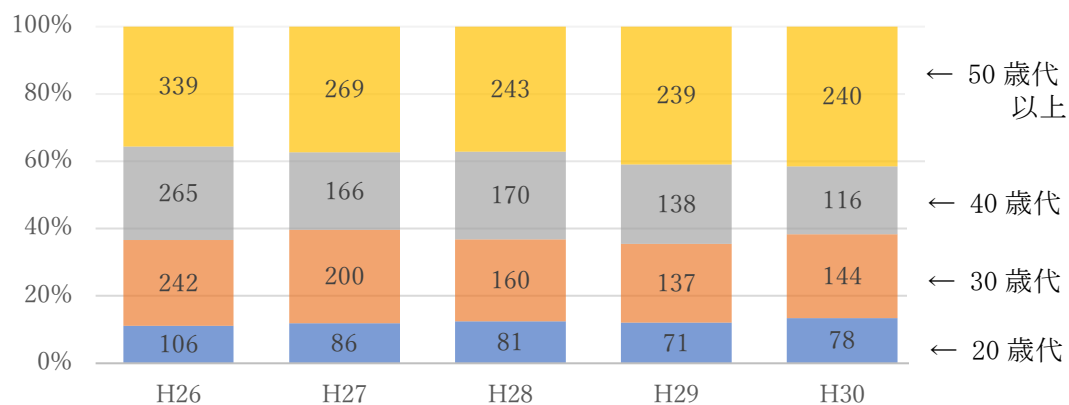


図1 体罰を加えた教員等の年代構成（数字は人数）

体罰について、特にこれから教員を志す学生が教壇に立ったときに無知から生徒の心身を傷つけることがないように、代表的な判例等や教員等の四つの責任について概観することで体罰について正しく理解しようとするものである。

2. 体罰の禁止

体罰禁止規定の成立は明治時代にまで遡ることができる。

国民教育制度を確立したことで画期的な意義をもっていた学制（明治5年太政官布告第214号）に替わって制定された教育令（明治12年太政官布告第40号）は、その第46条において「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰（殴チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フヘカラス」と規定した。その後、何度かの改正を経た第三次小学校令（明治33年勅令第344号）は、第47条において「小学校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」と現在の学校教育法の規定の原型が出来上がった。

戦後、高知県警察隊長からの「学校教育法第11条にいう「体罰」の意義如何。」等の照会に対し、昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答「児童懲戒権の限界について」は、「学校教育法第11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち

- （1）身体に対する侵害を内容とする懲戒 ―なぐる・けるの類― がこれに該当することはいうまでもないが、さらに
- （2）被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。」等とした。

また、昭和24年8月2日付けで法務府が発表した「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」では、

- （1）用便に行かせなかったり食事時間が過ぎても教室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。
- （2）遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは例え短時間でも義務教育では許されない。

- (3) 授業時間中怠けた、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- (4) 人の物を盗んだり、こわしたりした場合など、こらしめる意味で、体罰にならない程度に、放課後残しても差し支えない。
- (5) 盗みの場合などその生徒や証人を放課後訊問することはよいが自白や供述を強制してはならない。
- (6) 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差し支えないが、不当な差別待遇や酷使はいけない。
- (7) 遅刻防止のための合同登校は構わないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。

という七カ条の心得が示された。

文部省や文部科学省は、体罰の禁止や根絶に関する通知を何度も発出しており⁶⁾、最近のものとしては前掲脚注 3) の平成 25 年 3 月局長通知や、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」平成 25 年 8 月 9 日付け 25 文科初第 574 号局長通知がある。

特に平成 25 年 3 月局長通知では、「体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。」と明確に体罰を禁止し、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」としつつも、「その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とした。⁷⁾

⁶⁾ 例えば、「学校における暴力事件の根絶について」昭和 32 年 7 月 16 日文初中第 393 号局長通知。

⁷⁾ 視点は異なるが、「しつけ」の名の下に子どもへの虐待が後を絶たないことの対策強化を図るため、厚生労働省は児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）を改正し第 14 条第 1 項で児童の親権を行う者に対し体罰を加えることを禁止するとともに、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）を改正し第 33 条の 2 第 2 項で児童相談所長に対し、また第 47 条第 3 項で児童福祉施設の長に対し体罰を加えることはできないとした。

両法に体罰を定義した条項は存在しないが、ガイドラインとしてとりまとめられた「体罰等によらない子育てのために ～みんなで児童を支える社会に～」(厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」、令和 2 年 2 月)は、「身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。」(5 頁)とした。また脚注で国連児童の権利委員会の一般的意見 8 号 11 項を紹介している。

なお、身体や容姿についての人格を否定する言葉や「死ね」などの暴言、部活動での肉体的・精神的な負荷や厳しい指導などは体罰には当たらないと考えられるが、不適切な行為や行き過ぎた行為、許されない指導などとされる場合がある。⁸⁾

3. 三つの責任

体罰事案は元より、学校事故全般に対し教員等が負う可能性のある責任については刑事上、民事上及び行政上の三つの責任とされている場合が多い⁹⁾が、筆者はこれらに地域や社会への責任を加え、教員等が負う四つの責任としたい。¹⁰⁾

3. 1. 刑法上の責任

先にも述べたが、生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、諸条件を総合的に考え個々の事案ごとに判断する必要があるものの、内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。しかし身体に対する侵害を内容としたり肉体的苦痛を与えたりする行為は人の身体に向けた有形力の行使であり、例えば学校の中での行為なら体罰として扱われるがその実は暴力行為に他ならないことから、自ずと刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条（傷害罪）や同法第 208 条（暴行罪）の問題となる。

教員による懲戒が傷害罪や暴行罪に問われた判例は多いが、その代表的なものとして昭和 30 年 5 月に大阪高裁が判決を下し、最高裁も昭和 33 年 4 月に控訴審判決を支持し被告人の上告を棄却した「池原中学校事件」¹¹⁾がある。この事件は、嘘をついたり指導にしたがわなかったりした生徒数名に対し教員 2 名が拳や平手で頭部を殴打したとして起訴されたものである。一審の吉野簡裁は被告人である当該教員 2 名の行為は暴行罪に該当するとしたが、不服だとして被告人らが控訴した。大阪高裁は、被告人らの行為は暴行罪の構成要件に該当するものであり、「殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によって犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような法意であるとは、とうてい解されない」、「学校教育法が、同法第 11 条違反行為に対して直接罰則を規定していないこと…は所論のとおりであるけれども、このこととその違反行為が他面において刑罰法規に触れることとは互に相排斥するものではない」（「…」部分、筆者

⁸⁾ 運動部活動における許されない指導については、「運動部活動での指導のガイドライン」（文部科学省、平成 25 年 5 月）参照。

⁹⁾ 例えば、下村哲夫『法律の目で学校をみる - 教育法規のはなし -』（ぎょうせい、2000 年）182 頁。

¹⁰⁾ これらの他にも、体罰を加えた教員等が負わなければならない責任として、人権侵犯事件としての法務省からの聴取や説示、勤務評定に伴う人物評価、賞与の減額なども考えられるが、本小稿では扱わない。

¹¹⁾ 小田中聰樹「体罰の暴行罪該当性」『教育判例百選（第三版）』別冊ジュリスト No. 118 オンデマンド版（有斐閣、2015）110・111 頁。

略。以下同。) などとした。

ところがこの判決から四半世紀を経た「水戸五中事件」¹²⁾において東京高裁は、教員の行為は平手や軽く握った拳で頭を数回軽く叩く程度の「はなはだ軽微なもの」ではあるものの「有形力の不法な行使として暴行罪が成立する」。しかし、「教師は必要に応じ生徒に対し一定の程度内で有形力を行使することも許されてよい場合があることを認めるのでなければ、教育内容はいたずらに硬直化し、血の通わない形式的なものに墮して、実効的な生きた教育活動が阻害され、ないしは不可能になる虞れがある」などとし、この教員の行為は「教師に認められた正当な懲戒権の行使として許容された限度内の行為と解するのが相当である。」と判示した。

これらのように、教員等の行為の何が懲戒に当り何が体罰に当るのか、有形力の行使は厳格に捉えられるべきか否かについては、傷害罪に該当する場合はともかく、暴行罪に該当する場合には必ずしも明確な線引きや答えがあるとはいえない状況にある。

3. 2. 民法上の責任

教員等が生徒に体罰を加えた場合やそれにより怪我を負わせた場合は前述のとおり刑法において暴行罪や傷害罪の責任を問われるが、怪我を負わせた場合は更に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条において損害賠償の責任を問われることがある。

平成 2 年に浦和地裁が判決を下した「入間市立中学校事件」¹³⁾では、指導にしたがわなかった生徒に対し教員が殴る、蹴るなど暴行を加え全治 10 ないし 15 日の傷害を負わしたなどとして、当該教員等に慰謝料を求める訴訟が提起された。

判決では、「当該有形力の行使が殴打・足蹴り等生徒の身体に傷害の結果を生じさせるようなものである場合には、それ自体同法（学校教育法）11 条但書が禁止する違法な体罰であり、民法上の不法行為として評価すべきものと解するのが相当である」（（ ）内筆者。）などとし、原告の訴えの一部を認めている。

ところで、体罰を加えた者が公立学校の教員等であった場合、直接に当該教員等へ損害賠償が請求されるのではなく、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項より国や地方公共団体がその賠償責任を負うことになる。実際、この「入間市立中学校事件」においても、市に対する原告の損害賠償請求は同法第 1 条第 1 項に基づきを命じられている。なお、当該教員等へは同条第 2 項により求償権が規定されており、その要件は「故意又は重大な過失があったとき」とされている。

3. 3. 行政法上の責任

3. 3. 1. 地方公務員法

¹²⁾ 東京高裁昭和 56 年 4 月 1 日判決、昭和 55 年(う)第 292 号暴行被告事件。いわゆるスキップ判決。『判例時報』1007 号 133-138 頁。

¹³⁾ 浦和地裁平成 2 年 3 月 26 日判決、昭和 60 年(ワ)第 314 号損害賠償請求事件。『判例時報』1364 号 71-80 頁。

公立学校の教職員に適用される地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）は、その第 30 条で公共の利益のために勤務しなければならないと服務の根本基準を規定し、具体的には同法第 32 条で法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（いわゆる「職務上の義務」）を、また同法第 33 条で信用失墜行為の禁止（いわゆる「身分上の義務」）を規定しており、これらに違反等した場合の懲戒について同法第 29 条に規定がある。つまり、体罰を加えた教員は同法第 32 条及び第 33 条違反により、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分を受ける可能性があることになる。

どのような処分を受けるかの基準は教育委員会ごとに定められており、その程度は体罰を受けた生徒の被害状況によることになる¹⁴⁾。例えば、香川県教育委員会では、平成 17 年 11 月 22 日施行（平成 29 年 10 月 27 日改正）の「セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準」（以下「香川県基準」という。）の中に体罰を加えた教員に対する基準が定められている。香川県基準は、その前文で「職員¹⁵⁾のさらなる自覚を促すとともに、非違行為の防止を図り、県民の教育に対する信頼を確保しようとするもの」と目的を明らかにし、この基準が「代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたもの」であり、「具体的な処分の決定に当たっては、当該職員の職責、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断する」と、あくまでも標準的なものであるとした上で、次のように規定している¹⁶⁾。

第 2 基準

3 体罰

- (1) 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
- (3) 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

※「重傷」とは、体罰によって負傷し、30 日以上の治療を要する場合をいう。

※「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30 日未満の治療を要する場合をいう。

また、情状として考慮され、懲戒処分までには至らないと判断された場合は、将来を戒

¹⁴⁾ 各都道府県・制令指定都市の懲戒処分の基準は文部科学省が毎年行う「公立学校教職員の人事行政状況調査」において見ることができ、現時点で最新の情報は平成 30 年度の調査結果である。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1411986_00001.htm

¹⁵⁾ ここでいう職員とは、「香川県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員及び市町（学校組合）立の小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員」である（香川県基準前文）。

¹⁶⁾ 体罰を加えた教員以外に、監督責任のある校長なども責任を問われることがある。

香川県基準 第 2 基準 4 監督責任

(1) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

める事実上の行為として、文書訓告、口頭厳重注意など（以下「訓告等」という。）とされることもある¹⁷⁾。

3. 3. 2. 教育職員免許法

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）は、第 3 条第 1 項で都道府県の教育委員会が授与した免許状の所有を教員の資格要件にするとともに、同法第 10 条第 1 項第 2 号で教員が懲戒免職の処分を受けたときには所有免許状は効力を失い、同条第 2 項で懲戒処分を受けた者は速やかにその免許状を返納しなければならないとしている。

体罰に対する処分内容は、例えば前述のように香川県基準なら「当該職員の職責、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮」された上で、免職、停職、減給又は戒告のいずれかに判断される。体罰即免職ではないものの、生徒を死亡させるなどの場合は当然免職が想定され、所有している免許状は効力を失うこととなる。そしてその場合、同法第 5 条第 1 項第 4 号により失効の日から 3 年を経過しなければ再び授与されない¹⁸⁾。

3. 4. 地域や社会への責任

学校が抱える課題が多様化、複雑化そして困難化し、その解決のために地域や社会との一層の連携・協働の必要性が指摘されていた¹⁹⁾が、Society5.0 の到来を念頭に平成 30 年

¹⁷⁾ 鹿児島重治『逐条 地方公務員法 第四次全訂新版』（学陽書房、1991 年）492 頁。
過去 5 年間の文部科学省の調査によると、体罰を加えたことで処分や訓告等とされた教員等の中で、その割合は 75%以上となっている。

調査年度(平成)	懲戒処分数(a)	訓告等数(b)	計(c=a+b)	% (b/c)
26	234	718	952	75.4
27	174	547	721	75.9
28	162	492	654	75.2
29	121	464	585	79.3
30	141	437	578	75.6
5 年間計	832	2,658	3,490	76.2

「公立学校教職員の人事行政状況調査」（文部科学省）から作成。監督責任を除く。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1318889.htm

¹⁸⁾ 荻生田光一文部科学大臣は閣議後の記者会見において、所有免許状を失効した教員が免許を再取得できるまでの期間を延長することや、再取得できないようにすることも視野に入れて法改正の検討を進める考えを示した。これは、わいせつ教員対策としての発言であるが、今後注視する必要がある。令和 2 年 9 月 29 日、NHK NEWS WEB。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200929/k10012639511000.html>

また、文部科学省は、所有免許状が失効した人物かどうかの情報を、教員採用を行っている教育委員会、学校法人などに提供している「官報情報検索ツール」について、その掲載期間を現行の 3 年分から 40 年分に拡充した。「官報情報検索ツールの改善及びその適切な活用について（依頼）」令和 2 年 10 月 30 日 2 教教人第 28 号。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/012/1420067_00003.htm

¹⁹⁾ 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」（中央教育審議会、2015 年 12 月 21 日）4 頁。

3 月に告示された新しい高等学校学習指導要領は、その前文で「これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、…社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる」と明確にこれからの学校教育の方向性を示した。

地域や社会と学校の連携・協働を効果的、継続的に行うために、文部科学省は学校運営協議会と地域学校協働本部、地域学校協働活動の一体的な推進を求めている²⁰⁾が、その前提になるものは地域や社会との信頼関係の構築、つまり説明責任と情報公開である。体罰を加えた教員等に対する地域や社会の目は当然のことながら厳しいものがあり、この観点から教員等の責任を検討すると、四つ目の責任が見えてくる。学校や当該教員等は、どこかの段階で情報を公開し説明しなければならなくなることを認識しておくべきである。

3. 4. 1. マスコミ報道

公立学校の教員等の場合、体罰に限らず、懲戒処分がなされた際には教育委員会が会見を開くことが常である。教員等の名前などを公表することで被害者が特定されることもあり、会見の場でどこまでの情報を公表するかは教育委員会ごとの基準によっている²¹⁾。また教育委員会が氏名等を公表したとしても、それ受けて何を電波に乗せるのか、活字とするのかは報道各社の基準で判断されている。

公表するかしないかはあくまでも被害者のプライバシーや権利利益の保護のためであり、処分された教員を守るためのものではない。しかし、インターネットを含め、様々な媒体からの情報を総合し、当該教員等が特定され、ひいては被害者の学校や氏名も特定される可能性があることは理解しておく必要がある。

会見がなされないであろう訓告等の場合には報道各社が知ることにはならず何の影響もないと考えるかもしれないが、直接の被害者やその保護者ではなく、体罰の周辺にいる人たちから報道機関等に匿名の投書が届いたり SNS により拡散したりすることで様々な情報が図らずも明らかになることがある²²⁾。

あくまでも被害者のプライバシーや権利利益の保護のための措置が、様々な情報が統合されることで体罰を加えた教員等が特定され、ひいては被害者の学校や氏名も特定される可能性があることは理解しておく必要がある。

²⁰⁾ 文部科学省「地域と学校の連携・協働」。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/>

²¹⁾ 平成 31 年 4 月 1 日現在の状況については、文部科学省の「平成 30 年度公立学校教職員の人事行政状況調査」の内、「懲戒処分に関する処分基準の作成及び懲戒処分の公表に関する取組状況一覧（教育職員）」で確認することができる。

https://www.mext.go.jp/content/20191224-mxt_zaimu-000003245_20700.pdf

²²⁾ 例えば、「大阪・八尾 支援学校で生徒に体罰、再調査で一転認める 校内で横行か」産経 WEST 2015. 3. 19 付け。

<https://www.sankei.com/west/news/150319/wst1503190034-n1.html>

3. 4. 2. 情報公開請求

文部科学省は、体罰を把握した校長に対しては直ちに教育委員会へ報告することを、また教育委員会に対しては体罰を把握した校長から直ちに報告させることを徹底するよう求めている²³⁾。

また、各都道府県教育委員会では、体罰事案を含み、学校現場で発生した事故等を把握するために報告書の提出を規則等で規定している。例えば香川県教育委員会では、香川県立学校の管理運営に関する規則²⁴⁾（以下「管理運営規則」という。）第14条第2項で、「校長は、教育上重大又は異例の事故が発生し、又は発生しようとしているときは、直ちに、事故の概要及びその影響並びに校長の執った処置及び意見を教育長が別に定めるところにより教育長に報告しなければならない。」と規定している。当該事故の結果を把握するためではなく、発生直前・直後の状況の報告を求める²⁵⁾ことで学校現場の様子を共有し、教育委員会が援助できることを考えアドバイスする際の基礎データとする意図がある。

ここで、「県立A高校の体育館で、教諭が生徒に体罰を加え生徒の鼓膜が損傷した」という学校事故が発生したとしよう。A高校の校長は管理運営規則に則り報告書を作成しなければならない、例えば図2のようなものが出来上がり、県教育委員会に提出される。

ところでこの報告書は、県立学校の校長が作成したものを県教育委員会の職員が規則により職務上取得し協議等のために組織的に用いるものとして保有していることから、香川県情報公開条例²⁶⁾が規定する行政文書に該当し情報公開の対象となる²⁷⁾。行政文書の公開は書面の提出によることで誰でも請求でき、定期的に請求する市民団体や報道機関もある。そして請求があった場合は、個人情報等²⁸⁾を除いて例えば図3のように公開される。

非公開情報はあくまでも被害者のプライバシーや権利利益の保護のためであり、体罰を加えた教員を守るためのものではない。しかし、情報公開により事故の概要を含む事故報告書が公開され、様々な情報と統合されることで当該教員等が特定され、ひいては被害者の学校や氏名も特定される可能性があることは理解しておく必要がある。

3. 4. 3. 免許失効に伴う官報への公告

²³⁾ 平成25年3月局長通知。

²⁴⁾ 昭和33年教育委員会規則第11号。

²⁵⁾ 「香川県立学校の管理運営に関する規則第14条第2項の規定に基づく学校事故の報告について」昭和61年4月1日付け61教高発131号教育長通知 別紙2 学校事故の報告書について。

²⁶⁾ 平成12年条例第54号。

²⁷⁾ 同条例第2条第1項。

²⁸⁾ 同条例第7条第1号によると、非公開情報は「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」である。

学校事故報告書（職員等事故）

2 A 高 第 1 0 号
令和 2 年 10 月 1 日

香川県教育委員会教育長 殿

香川県立 A 高等学校長 ○山×郎 

次のとおり職員等にかかる事故が発生したので、香川県立学校の管理運営に関する規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、報告します。

1 事故の種類	体罰				
2 事故の態様	学校行事中の生徒殴打				
3 事故発生日時	令和 2 年 10 月 1 日（木）午後 2 時 40 分頃				
4 事故発生場所	体育館				
5 当事者		氏名	住所	職	年齢
	甲	△川□雄	A 市 B 町	教諭	33 歳
	乙	谷◎▽人	A 市 C 町	2 年生	17 歳
6 損害の程度		人的（要治療期間）			物的（見積額）
	甲	なし			なし
	乙	左耳の鼓膜損傷（全治 10 日）			なし
7 事故の概要	体育館での全校集会開始前に担任をしているクラスを整列させていた甲は、クラスの生徒である乙が持ち込み許可を受けずに携帯電話を所持しているのを見つけた。 校内のルールにしたがい甲はその携帯電話を一旦預かろうとしたが、乙はそれに応じず甲に暴言を浴びせた。二人はもみ合いとなり、甲は乙の顔を平手で一度叩いた。 他の教員が間に入りその場は収まったが、乙が耳の異常を訴えたため受診したところ、左耳の鼓膜損傷が分かった。				
8 事故の影響	全校生がいる体育館内で発生したことから、他の生徒の動揺が見られる。				
9 校長のとした措置	教頭から報告を受け、すぐに甲から事情を聞くとともに二度とこのようなことがないよう厳しく注意した。その後、全校集会で生徒に謝罪した。				
10 校長意見	体罰は絶対に許されるものではなく、日頃から強く指導してきたところであるが残念である。 体罰の禁止につき再度徹底させるとともに、生徒の心のケアに努めたい。				

図 2 学校事故報告書の作成例

学校事故報告書（職員等事故）

2 第 10 号
令和 2 年 10 月 1 日

香川県教育委員会教育長 殿

香川県立 長

次のとおり職員等にかかる事故が発生したので、香川県立学校の管理運営に関する規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、報告します。

1 事故の種類	体罰			
2 事故の態様	学校行事中の生徒殴打			
3 事故発生日時	令和 2 年 月 日 () 午後 時 分頃			
4 事故発生場所	体育館			
5 当事者	氏名	住所	職	年齢
	甲	市町		歳
	乙	市町	年生	歳
6 損害の程度	人的（要治療期間）		物的（見積額）	
	甲	なし	なし	
	乙		なし	
7 事故の概要	体育館での全校集会開始前に担任をしているクラスを整列させていた甲は、クラスの生徒である乙が持ち込み許可を受けずに携帯電話を所持しているのを見つけた。 校内のルールにしたがい甲はその携帯電話を一旦預かろうとしたが、乙はそれに応じず甲に暴言を浴びせた。二人はもみ合いとなり、甲は乙の顔を平手で一度叩いた。 他の教員が間に入りその場は収まったが、乙が耳の異常を訴えたため受診したところ、 が分かった。			
8 事故の影響	全校生がいる体育館内で発生したことから、他の生徒の動揺が見られる。			
9 校長のとした措置	教頭から報告を受け、すぐに甲から事情を聞くとともに二度とこのようなことがないよう厳しく注意した。その後、全校集会で生徒に謝罪した。			
10 校長意見	体罰は絶対に許されるものではなく、日頃から強く指導してきたところであるが残念である。 体罰の禁止につき再度徹底させるとともに、生徒の心のケアに努めたい。			

図 3 学校事故報告書の公開例

教育職員免許状の失効については前述したが、教育職員免許法はまた、免許管理者に対し失効した免許状の所有者名、執行の理由等を官報に公告しなければならない旨を規定している²⁹⁾。

実際の官報を見てみると、例えば図4のように公告されている場合が多く、失効を招いた具体的な理由までの記載はないものの、誰が懲戒免職の処分を受けたかは分かることになる。

免許の失効は体罰を加えた教員の責任を問うものである。しかし、官報と他の様々な情報と統合されることで体罰の事実が明らかになり、ひいては被害者の学校や氏名が特定される可能性のあることは理解しておく必要がある。

4. おわりに

「体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある」³⁰⁾ことを考えると、体罰にかかる議論は、それを受けたときやその後に生徒が被る身体的又は精神的な被害や影響からのアプローチが適切なものかもしれない。しかし、明治時代から禁止規定が存在し、文部科学省や各教育委員会・学校等の努力にもかかわらず、一定数の体罰事案が毎年発生していることを考えると、逆からのアプローチにはなるが、体罰を加えた教員等がその後どのような責任を取るようになるのかを明らかにし、そのことに重きを置いた研修も重要である³¹⁾。

いずれにしても無知が知らず知らずに体罰事件を引き起こし生徒の心身を傷つけないようにするため、教職を意識した早い段階から、体罰を自分事と捉え正しく認識する必要がある。

そしてその際、「正当防衛及び正当行為」³²⁾を意識する必要があるものの、世論等ではも

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。
令和〇年〇月〇日 〇〇県教育委員会

- 1 失効した免許状
 - (1) 本籍地、氏名 〇〇県、〇〇〇〇
 - (2) 免許状の種類（教科）、番号
高等学校教諭一種免許（〇〇）、
 - (3) 授与年月日 平成〇年〇月〇日
 - (4) 授与権者 〇〇県教育委員会
- 2 失効年月日 令和〇年〇月〇日
- 3 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号該当

図4 失効公告の例

²⁹⁾ 同法第13条第1項。

³⁰⁾ 平成25年3月局長通知。

³¹⁾ 同様の考え方から、香川県教育委員会では各学校での研修用資料として「わいせつ・セクハラ事例集 ～学校におけるわいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントを根絶するために～」(平成21年3月)を作成している。

³²⁾ 平成25年3月局長通知。

はや「許容される体罰はありえない」³³⁾との考えが主流であることに留意しておく必要があると考える。

参考文献

- ・ 佐々木幸寿「学校法務と教員個人の法的責任 - 公立学校における損害賠償請求と訴訟保険の加入状況の視点から-」東京学芸大学教職大学院年報 Vol.7 (2019 年)。
<http://hdl.handle.net/2309/151428>
https://www.u-gakugei.ac.jp/graduate/professional/upload/a_report_2018_01.pdf
- ・ 宮原 均「公立学校における体罰」東洋法学第 61 巻第 3 号 (2018 年)。
<http://id.nii.ac.jp/1060/00009669/>
[file:///D:/Hunger%20dl/toyohogaku61-3_001-029%20\(4\).pdf](file:///D:/Hunger%20dl/toyohogaku61-3_001-029%20(4).pdf)
- ・ 坂田仰編著『生徒指導とスクール・コンプライアンス - 法律・判例を理解し実践に活かす -』(学事出版、2015 年)。
- ・ 坂田仰、黒川雅子『補訂版 事例で学ぶ“学校の法律問題” - 判断に迷ったときに手にとる本 -』(教育開発研究所、2014 年)。

³³⁾ 坂田 仰 編著『法律・判例で考える生徒指導 -いじめ、体罰から出会い系サイト、児童虐待まで-』(月刊生徒指導 2004 年 11 月増刊) 30 頁。